

【プリオン】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し
評価品目の分類	プリオン
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年12月19日付け厚生労働省発食安1219第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号、第6号及び第13号並びに同条第3項
評価目的	我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策について、措置を講ずるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	<p>我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずるに当たっての食品健康影響評価</p> <p>（１）国内措置</p> <p>アと畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第1項の規定に基づく検査の対象となる牛の月齢の改正。</p> <p>イ特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第6条、第9条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正。</p> <p>ウ牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条及び第18条に基づく規格基準の改正。</p> <p>（２）国境措置</p> <p>① 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の改正。</p> <p>② フランス及びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。</p>
評価結果の概要	<p>現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人との種間の障壁（いわゆる「種間バリア」）の存在を踏まえると、評価対象の5か国に関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。</p> <p>したがって、食品安全委員会は、得られた知見を総合的に考慮し、諮問内容のうち（１）の国内措置及び（２）の国境措置に関して、以下のとおり判断した。</p> <p>① 国内措置</p> <p>ア 検査対象月齢</p> <p>検査対象月齢に係る規制閾値が「20 か月齢」の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p> <p>イ SRM の範囲</p> <p>頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、SRM の範囲が「全月齢」の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p> <p>② 国境措置</p> <p>ア 月齢制限</p>

	<p>米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20 か月齢」（フランス及びオランダについては「輸入禁止」）の場合と「30 か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p> <p>イ SRM の範囲</p> <p>米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、SRM の範囲が「全月齢」（フランス及びオランダについては「輸入禁止」）の場合と「30 か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</p> <p>（平成24年10月22日府食第931号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	—
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	—
施策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年2月1日、と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を公布 平成25年4月1日施行 ・平成25年2月1日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正（平成25年2月1日から適用） <p>（施策の概要）</p> <p>（1）国内措置の見直しについて</p> <p>食品安全委員会の評価結果に基づき、関係省令等を改正して、以下の見直しを行った。</p> <p>【と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の特定部位である全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外する。 ・ BSE 検査の対象となる牛の分別管理についての規定を追加する。 ・ 30か月齢以下の頭部（舌及び頬肉を除く。）及び脊髄を食用に供する場合の分別管理や汚染防止の規定を追加する。 ・ 特定部位と分別管理されていないその他の部位による枝肉等の汚染を防止することとする。 ・ 特定部位と分別管理されていないその他の部位についても、焼却することとする。 ・ と畜検査の検査申請書に、月齢、出生の年月日及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に規定する個体識別番号を記載することとする。 <p>【厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ BSE 検査の対象月齢を、現行の20か月齢超から30か月齢超に引き上げる。 ・ 現行の特定部位である全月齢の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部（扁桃を除く。）及び脊髄を除外する。 <p>【食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）】</p> <p>食品を製造、加工又は調理する場合は、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛（以下「特定牛」という。）の脊柱を原材料として使用してはならないとしていたが、以下のような改正を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定牛の定義から、食品健康影響評価を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が30月以下の牛を除いたこと。 (2) 除去しなければならない脊柱の定義から、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を除いたこと。 (3) 脊柱の定義に背根神経節が含まれることを改めて明示したこと。 <p>（2）輸入措置の見直しについて</p> <p>（ア）輸出国政府との協議の概要</p> <p>食品安全委員会の評価結果の範囲内で、以下のとおり対日輸出条件を定めた。</p> <p>【輸入対象】</p>

	<p>アメリカ、カナダ及びフランスについては、30か月齢以下の牛肉及び内臓 オランダについては、12か月齢以下の牛肉及び内臓</p> <p>【SRM の範囲】 全月齢の扁桃及び回腸遠位部</p> <p>また、以下について、輸出国において対応することとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月齢確認手続きの実施 ・対日輸出適格品とSRM 等対日輸出不適格品の分別管理の実施 ・輸出国国内規制及び対日輸出条件の遵守に関する検証 ・対日輸出条件に適合する旨の衛生証明書の添付 <p>なお、アメリカについては、一定期間経過後、対日輸出条件の遵守状況を踏まえた検疫措置等の見直し及びBSE 対策に関する措置の継続協議を行うこととなった。</p> <p>(イ) 現地調査 新たな対日輸出プログラムの実行可能性について、輸入条件見直し前に現地調査を行った。 アメリカ・カナダ：平成24年12月16日～22日 オランダ・フランス：平成25年1月9日～17日</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>1. 国内措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年2月1日、省令の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知（食安発0201第5号）し、また、同日付けでSRMの管理及びBSE検査に係る分別管理等のガイドラインについて、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知（食安基発0201第3号、食安監0201第1号）し、適切な運用を要請。 ・平成25年3月29日、BSE検査の実施要領について都道府県、保健所設置市に対して通知（食安発0329第4号）し、適切な運用を要請。 <p>2. 輸入措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年2月1日、米国、カナダ、フランス及びオランダから輸入される牛肉等の取扱について各検疫所宛通知（食安監発0201第3号、第4号、第5号及び第6号）し、適切な運用を要請。
<p>その他特記事項</p>	<p>—</p>

【プリオン】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛のせき柱に係る食品、添加物等の規格基準を改正することについて
評価品目の分類	プリオン
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年11月8日付け厚生労働省発食安1108第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	食品一般の製造、加工及び調理基準として、牛のせき柱に係る規定を改正することに当たつての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>今回意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の食品一般の製造、加工及び調理基準中の牛のせき柱に係る規定を改正することについては、</p> <p>① 今回せき柱の範囲から新たに除外される頸椎の横突起及び棘突起、胸椎及び腰椎の棘突起並びに正中仙骨稜はBSEプリオンが蓄積する部位ではないこと</p> <p>② せき柱の除去について、脊根神経節による牛肉等の汚染を防止できる方法で行わなければならないとする現行の規定は維持されることから、改正後の規格基準に基づき加工される牛肉及び牛内臓は、現行の規格基準に基づき加工される牛肉及び牛内臓と、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>なお、除去すべき部位として脊根神経節を明示すべきと考える。 （平成24年11月19日府食第1007号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>・平成25年2月1日、食品、添加物等の規格基準の一部を改正（平成25年2月1日から適用）</p> <p>（施策の概要） 【食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）】 食品を製造、加工又は調理する場合は、BSEの発生国又は発生地域において飼養された牛（以下「特定牛」という。）の脊柱を原材料として使用してはならないとしていたが、以下のような改正を行った。</p> <p>(1) 特定牛の定義から、食品健康影響評価を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において飼養された月齢が30月以下の牛を除いたこと。</p> <p>(2) 除去しなければならない脊柱の定義から、頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜を除いたこと。</p> <p>(3) 脊柱の定義に背根神経節が含まれることを改めて明示したこと。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>

施策の実効性確保措置	・平成25年2月1日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知（食安発0201第5号）し、また、同日付けでSRMの管理及びBSE検査に係る分別管理等のガイドラインについて、都道府県、保健所設置市、特別区に対して通知（食安基発0201第3号、食安監0201第1号）し、適切な運用を要請。
その他特記事項	

【プリオン】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	牛のSRMから除外される脊柱の飼料利用について 【飼料】
評価品目の分類	プリオン
用途	豚や鶏等用の飼料用動物性油脂の原料として利用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成25年2月18日付け24消安第5514号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく飼料の成分規格に係る規定を改正すること
評価目的の具体的内容	牛のSRM（食品に供することができない特定危険部位）から除外される脊柱の飼料利用についての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛が牛由来原料を含む「確認済動物性油脂」を摂取することを防止するための管理措置等が採られることを前提とする限りにおいて、改正後の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」は、現行の飼料の成分規格に基づき製造される「確認済動物性油脂」と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられることから、本事項は食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成25年2月25日府食第164号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年2月8日～3月9日 パブリックコメントの実施 平成25年2月27日 厚生労働大臣に意見聴取 平成25年3月7日 厚生労働大臣より回答
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を、平成25年3月25日に公布、同年4月1日に施行 （施策の概要） 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の5の動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準を改正し、牛のSRMから除外される頸椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起及び正中仙骨稜並びに30月齢以下の牛の脊柱を「確認済動物性油脂」の原料として使用できることとした。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	